

# 市税を納期限までに納めないと…

市税を期限内に納税した方との不平等が生じます。負担の公平と市の財源確保を図るために法律に基づき滞納処分を行わなければならないことになっています。

## 納期限までに納めないと

……延滞金がつきます。(※1)



### ① 督促状を送付します。

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないことになっています。<地方税法第331条等> (※2)



・納税がない ・連絡がない

### ② 財産調査をします。

滞納者の預貯金、給与、売掛債権、不動産など財産全般の調査をします。<国税徴収法第141条> (※2)



・完納されない ・未納の理由が不明

### ③ 財産を差押・充当します。

差押をした預貯金、給与、売掛債権を取り立て、滞納となっている市の税金に充当します。また、不動産や動産等は、公売を行い売却した代金を市の税金に充当します。

#### (※1) 延滞金とは？

本税額にその納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければなりません。

(注) 納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、別に定められています。(現在は1月4.7%となっています。)

(※2) 「差押等の滞納処分は、地方税法の規定によるほか国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」となっているため、税務署と同じ規定で滞納処分をしています。

## 市税を納期限までに納められない・・・

病気やその他の事情よりの納期限までに一括して納められない方は、納税に関する相談を受けることができます。詳しくは、下記へご相談ください。

市役所 税務課 収納対策室 収納対策係 ☎63-5110 (直通)

## 平成19年度における情報公開実施状況等について

佐渡市情報公開条例第19条および佐渡市個人情報保護条例第36条の規定により、平成19年度における情報公開実施状況および個人情報保護制度運用状況について、次のとおり公表します。

### ① 情報公開実施状況

実施機関名	請求件数	決定状況		
		全部公開	部分公開	非公開
市長	35件	27件	5件	3件
教育委員会	54件	2件	4件	48件
計	89件	29件	9件	51件

### ② 個人情報開示請求の状況

実施機関名	請求件数	決定状況		
		全部開示	部分開示	不開示
市長	39件	39件	0件	0件
消防長	2件	2件	0件	0件
計	41件	41件	0件	0件

市役所 総務課 ☎63-3111

### ③ その他

- 1および2に掲げた以外の実施機関に対する情報公開請求、情報公開申出および個人情報開示請求はありませんでした。
- 情報公開請求および個人情報開示請求に対する決定についての不服申立てはありませんでした。
- 個人情報保護制度における訂正請求および利用等停止請求はありませんでした。

